

令和 7 年度

**農村と都市をつなぐ
地域活性化活動補助金**

募 集 案 内

西区役所

1. 概要

農村部と都市部の交流を図ることにより、様々な地域課題の解決や地域の魅力発信を目指す活動に対し、その経費の一部を補助します。

※本事業は令和7年度予算が成立したうえで実施されるものです。

2. 対象者

以下のすべての要件を満たした個人、NPO法人、一般社団法人、地域団体、任意団体などが対象です。

- ① 神戸市内に活動拠点を有すること
- ② 地域の活性化に関する活動を企画・実施すること
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に經營に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

なお、申請できる活動は1申請者につき1つのみです。

3. 対象活動

以下の①または②に該当する活動であり、西区内での活動開始後3年以内の地域課題の解決・魅力向上に資するものが対象です。

なお、都市部と農村部については下記『表1』を目安とします。

① 西区の都市部住民と西区の農村部の土地・施設等をつなぐ活動

都市部住民が主催または対象である、農村部で行う活動。なお、農地を活用した農体験イベントを実施する場合は、収穫体験のみでなく、土づくりや苗植え体験など、種別の異なる複数回のイベントとします。

② 西区の農村部住民と西区の都市部の土地・施設等をつなぐ活動

農村部住民が主催または対象である、都市部で行う活動。

上記①、②のいずれも、地域住民の理解と協力が得られる活動とし、翌年度以降も継続的に活動する計画が必要です。また、特定の地区内を対象とした活動（まつり、運動会、清掃活動などの自治会行事など）は対象外です。

《具体例》

- ・都市部住民が対象の、農村の自然を活用した交流イベント
- ・都市部住民による、休耕地での農業体験
- ・農村部住民による、都市部でのマルシェの実施

その他、以下のすべてを満たす必要があります。

- ① 飲食が主となる活動でないこと
- ② 営利及び学術研究を主目的とした活動でないこと
- ③ 宗教的活動または政治的活動でないこと
- ④ 神戸市の総合基本計画等に反するものでないこと
- ⑤ 法令、公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められる活動でないこと
- ⑥ 当該補助金の対象となる活動について、神戸市又はその外郭団体から他の補助または助成を受けていないこと

表 1

エリア	都市部	農村部
西神中央	全域	なし
西神南	全域	なし
学園都市	全域	なし
伊川谷	有瀬、潤和、長坂の一部、別府、池上1～5丁目、今寺、大津和1～3丁目、天王山、北別府1～5丁目、白水1～3丁目、前開南町1～2丁目、南別府1～5丁目、和井取	伊吹、上脇、小寺、前開、長坂の一部、布施畠
櫛谷	なし	全域
玉津	曙町、天が岡、枝吉1～5丁目、王塚台1～7丁目、新方の一部、田中、出合、西河原、森友、吉田、中野1～2丁目、長畠町、小山1～3丁目、居住、今津、上池、高津橋、小山、二ツ屋1～2丁目、丸塚1～2丁目、水谷1～3丁目、宮下1～3丁目、持子1～3丁目、森友1～5丁目	新方の一部、二ツ屋、水谷
押部谷	秋葉台1～3丁目、月が丘1～7丁目、北山台1～3丁目、桜ヶ丘中町1～6丁目、桜ヶ丘西町1～6丁目、桜ヶ丘東町1～6丁目、高雄台、富士見が丘1～5丁目、見津が丘1～7丁目、美穂が丘1～5丁目	押部、木津、近江、木見、木幡、細田、栄、高和、西盛、福住、養田、和田

平野	なし	全域
神出	なし	全域
岩岡	上新地 1 ~ 3 丁目、大沢 1 ~ 2 丁目、福吉台 1 ~ 2 丁目、竜が岡 1 ~ 5 丁目	印路、岩岡、古郷、西脇、野中

上表の区分について、ご不明な点があればお問い合わせください。

4. 補助金

(1) 補助率・補助上限額

補助対象経費の 2 分の 1 以内（上限 50 万円／件）

(2) 補助対象経費

活動に要する直接経費であり、以下のいずれかに該当するもの。ただし、支出内容が領収書・口座振込通知等で証明できるものに限ります。

費目	対象となる経費
① 報償費	講師やアドバイザー、ボランティア等への謝金。 ※申請者やその構成員（以下「申請者等」という。）に対して支払われるものについては対象となりません。
② 役務費	郵送料、広告料、活動保険料等 ※イベント等を実施する際は、傷害保険等の加入を原則とします。
③ 委託費	会場の設営や広報物作成等の業者委託に要する経費 ※外部発注については、活動の大半を外部に委ねるものは認められません。
④ 使用料及び賃借料	活動時に必要な会場使用料や機材等の賃借等に要する経費
⑤ 備品・消耗品費	チラシやアンケート等の印刷費、材料費、資材等の購入にかかる経費 ※ただし、単価上限50,000円（税込）です。
⑥ 旅費	講師やボランティア等への交通費 ※公共交通機関の利用を基本とし、合理的な経路であるかの確認を行います。タクシーや高速道路等の利用も対象ですが、必要となる理由と領収書が必要です。

※飲食費は原則対象外ですが、活動内容に調理が含まれ、市として必要と認めた場合、食材費については対象とします。お弁当や飲料、お菓子など購入してそのまま提供するものや、調理したものであっても構成員やスタッフだけで消費するものは対象外です。
※その他、補助対象経費についてご不明の点があればお問い合わせください。

5. 補助対象活動の実施期間

下記の期間内に実施する活動を補助対象とします。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6. 補助の申請

(1) 補助申請期間

令和7年3月10日（月）から令和7年4月11日（金）まで

(2) 提出書類

西区ホームページからダウンロードし、ご提出ください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号又は1号－2）
- ② 活動計画書、又はこれに代わる書類
- ③ 収支予算書、又はこれに代わる書類
- ④ 申請者概要、又はこれに代わる書類

《ダウンロードURL》

<https://www.city.kobe.lg.jp/k25836/kuyakusho/nishiku/kekaku/chiiki/joho/farmcity.html>

(3) 提出先

西区総務部地域協働課まで、メールでご提出ください。

E-mail west@city.kobe.lg.jp

7. 審査

(1) 一次審査【要件審査】

提出いただいた申請書類から、補助金要綱第5条に基づき、補助対象となる申請者や活動であるかの確認をします。審査結果はメールもしくは書面にて通知します。

一次審査を通過された団体には、二次審査の詳細についても併せてご案内します。

(2) 二次審査【企画提案会の実施】

実施予定日 令和7年5月8日（木）午後

実施場所 西区役所5階

補助金要綱第6条に基づき企画提案会を実施し、申請書の内容を基に、活動の企画内容などについてご説明いただきます。審査にあたっては、活動の公益性・計画性・先駆性・効果・将来性を総合的に審査します。

開催日時、場所など、詳細については 一次審査を通過された申請者に対し、一次審査の結果と併せてお知らせします。

(3) 審査結果

予算の範囲内で申請者の採否を決定します。審査結果については、5月中旬にお知らせする予定です。

8. 補助金の流れ

- ① 審査の結果、補助対象活動に決定した場合、補助金交付決定通知書を送付します。
交付決定後に補助事業の変更がある場合、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)が必要となりますので、変更を希望する場合は事前にご相談ください。ただし交付決定後の補助金の申請額の増額は認められません。
- ② 事業完了後、事業完了日の5日以内に以下の報告書を提出してください。
 - ・補助事業実績報告書(様式第9号)
 - ・事業の実施状況がわかる書類
 - ・補助事業に係る収支決算書
 - ・事業に要した費用を証する書類

※費用を証する書類は、原則、領収書とします。
ただし、適正な支出を確認するために見積書・請求書等の提出をお願いする場合があります。
- ③ ②の書類の確認を行い、補助額を確定します。確定後、補助金の支払いを行います。

9. 書類提出・問合せ先

〒651-2295
神戸市西区糀台5丁目4-1
西区総務部地域協働課
E-mail west@city.kobe.lg.jp
電話 078-940-9501